

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社エム・ティー・エスに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社エム・ティー・エスに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年3月21日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社エム・ティー・エスに対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社エム・ティー・エス（「エム・ティー・エス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、エム・ティー・エスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、エム・ティー・エスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

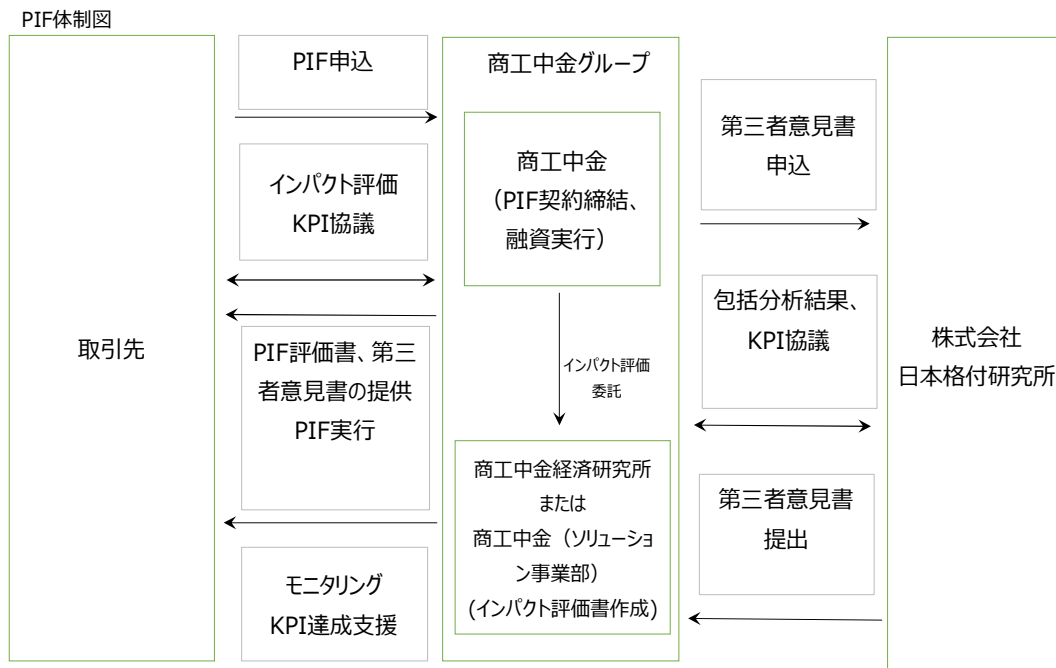
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるエム・ティー・エスから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

深澤 優貴

深澤 優貴



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年3月21日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社エム・ティー・エス（以下、エム・ティー・エス）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、エム・ティー・エスの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社エム・ティー・エス
借入金額	200,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年（コミットメントライン更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 11 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	大阪府岸和田市木材町 10-2
設立	1988 年 4 月 21 日
資本金	60,000,000 円
従業員数	106 名（2024 年 12 月現在）
事業内容	一般貨物自動車運送事業
主要取引先	ブリヂストンサイクル(株)、ブリヂストンサイクル東日本販売(株)、 ブリヂストンサイクル西日本販売(株)、ホダカ(株)、(株)丸石サイクル他

【業務内容】

- エム・ティー・エスは、大阪府岸和田市にある 1988 年設立の一般貨物運送、倉庫、並びに、流通加工業者である。本社に隣接する岸和田営業所を中心に、宮城県から福岡県まで全国に 7 か所の営業所を展開し、配送エリアは全国をカバーしている。自転車を中心に雑貨、建築資材等多様な商品を輸送している。主力の自転車に関しては、配送先の指定に合わせてハンドルのセットやペダルの取り付けといった自転車の組立等の付随業務を行う。このように当社は、総物流の業務委託から保管・流通加工・配送まで充実したサービスの提供を通じて様々な顧客のニーズに応えている。

【事業の特徴】

- 配送部門

当社は、国内の自転車メーカーより委託を受け配送を行っている。配送エリアは 7 か所の営業所を拠点に全国をカバーしている。国内主要自転車メーカーのほとんどは海外生産したものを国内に輸入している。従って、当社は、各港に近い営業所所属のトラックにて海上コンテナよりデバンニング^{※2} 行い、各営業所倉庫まで輸送する。各営業所倉庫に保管された自転車は、それぞれの各営業所所属のトラックにて全国チェーンの自転車小売業者やホームセンター等の各店舗に配送される。なお、最近では、インターネット販売による個人向け宅配や、大阪府泉佐野市が取り扱うふるさと納税返礼品としての自転車の宅配も行っている。



図表① 営業拠点 出典：当社

※2 入貨物をコンテナから取り出す作業をデバンニングと言う。一方、輸出貨物をコンテナに詰め込む作業はバンニングと言う。

- 倉庫部門

海上コンテナのデバンニングや一時輸送のトラック便による入庫作業を行う。基本的には入庫した荷姿のまま保管するが、顧客ニーズに応じて商品ごとに適切な保管方法で出荷まで安全に保管する。また、出荷時は、自転車の荷姿・形状にパッキンや緩衝材を用いて傷がつかないように積み込みを行う。



写真① 倉庫内の様子 出典：当社

- 加工部門

配送先の指定に合わせてハンドルのセットやペダルの取り付けといった自転車の組立等を行う。それぞれのパーツを丁寧に検品し、車種にあった最適な方法で取り付ける。特に、タイヤの取り付けに関しては、測定器ではわからないスポークテンション(スポークの張力)等は自転車の組立を熟知したスタッフが長年の経験による判断で最適化を行っている。



写真② 自転車加工の様子 出典：当社

【事業拠点】

<本社・岸和田営業所>



写真③ 本社・岸和田営業所外観 出典：当社

住所：大阪府岸和田市木材町 10-2
敷地面積：6,619 m²、
配送車両台数：28 台
対象地域：大阪府を拠点として広域に対応
特徴：本社は、総務、経理、営業統括等本
社機能等を担っている。また、隣接している岸
和田営業所では自転車や電動キックスクーター
等の大型荷物の配送と保管、海上コンテナのデ
バンニング並びに自転車組立作業及び修理作
業を行う。チャーター便での配送や倉庫・工場
等への集荷も行う。

<仙台営業所>



写真④ 仙台営業所外観 出典：当社

住所：宮城県仙台市宮城野区日の出町 2-
1-8
敷地面積：4,130 m²、配送車両台数：7 台
対象地域：宮城県仙台市を拠点に北関東か
ら東北、北海道エリア
特徴：自転車に代表する大型の荷物の配送と
保管、自転車の組立から配送、レンタルパレ
ット、家電製品、自動車用タイヤの短期保管並
びに配送を行う。

<吉川営業所>



写真⑤ 吉川営業所外観 出典：当社

住所：埼玉県吉川市中野 311-1
敷地面積：1,023 m²
配送車両台数：12 台
対象地域：埼玉県を拠点として広域に対応
特徴：自転車に代表する大型の荷物の配送と
保管、海上コンテナのデバンニング並びに自転車
組立作業及び修理作業を行う。また、チャタ
ー便での配送や倉庫・工場等への集荷も行う。

<静岡営業所>



写真⑥ 静岡営業所外観 出典：当社

住所：静岡県焼津市八楠 2-30-16
敷地面積：1,540 m²、配送車両台数：3台
対象地域：静岡県を拠点として広域に対応
特徴：自転車に代表する大型の荷物配送と保管、チャーター便での配送倉庫・工場等への集荷を行う。

<愛知営業所>



写真⑦ 愛知営業所外観 出典：当社

住所：愛知県弥富市楠 1-30
敷地面積：1,652 m²、配送車両台数：3台
対象地域：愛知県を拠点として広域に対応
特徴：自転車に代表する大型の荷物配送と保管、チャーター便での配送倉庫・工場等への集荷を行う。2024年12月に開設した。

<高松営業所>



写真⑧ 高松営業所外観 出典：当社

住所：香川県高松市小村町 651-4
敷地面積：1,322 m²、配送車両台数：3台
対象地域：香川県を拠点として広域に対応
特徴：自転車に代表する大型の荷物配送と保管、チャーター便での配送を行う。

<九州営業所>



写真⑨ 九州営業所外観 出典：当社

住所：福岡県田川市大字夏吉 4003-1
敷地面積：1,040㎡、配送車両台数：9台
対象地域：九州一円、山口、広島、沖縄
特徴：自転車の配送海上コンテナのデバニングや入出庫作業、ピッキング作業、保管を行う。

【車両設備】

トラックの種類	所有台数
ウイングボディ 4.0 t	33 台
ウイングボディ 10.0 t	6 台
バンボディ 2.0 t	15 台
バンボディ 4.0 t	11 台



写真⑩ ウイングボディ 4.0 t 出典：当社

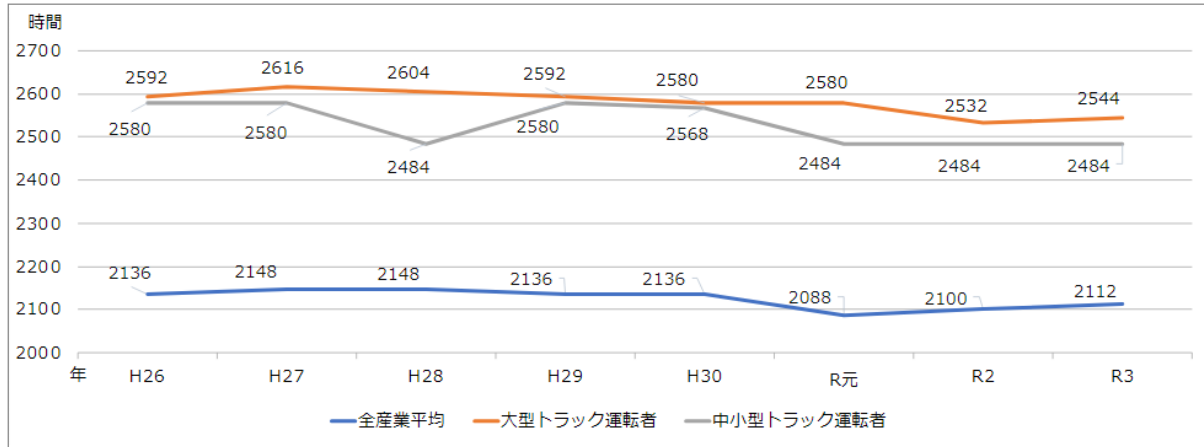


写真⑪ ウイングボディ 10.0 t 出典：当社

【沿革】

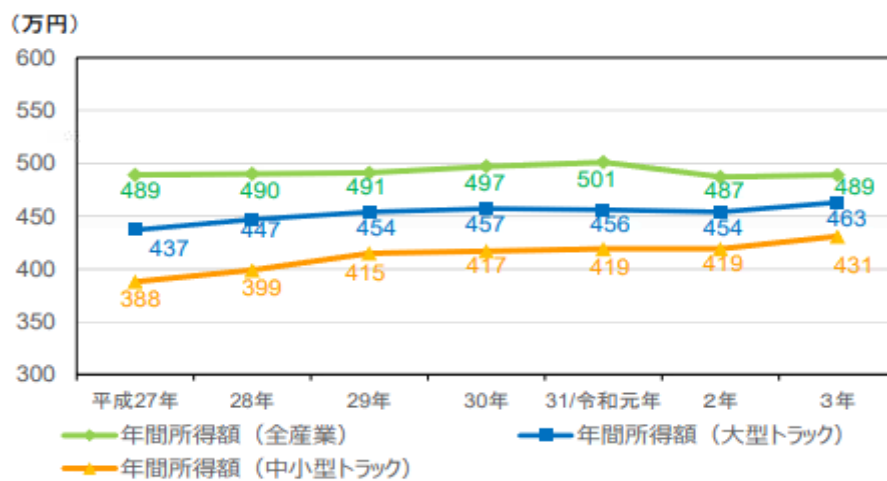
1988年4月	津布久一好氏が当社設立、代表取締役に就任
1990年10月	岸和田営業所を開設
1993年12月	九州営業所を開設
2001年4月	吉川営業所を開設
2008年3月	仙台営業所を開設
2009年6月	静岡営業所を開設
2014年12月	高松営業所を開設
2019年4月	津布久博氏が代表取締役に就任
2024年12月	愛知営業所を開設

2.2 業界動向



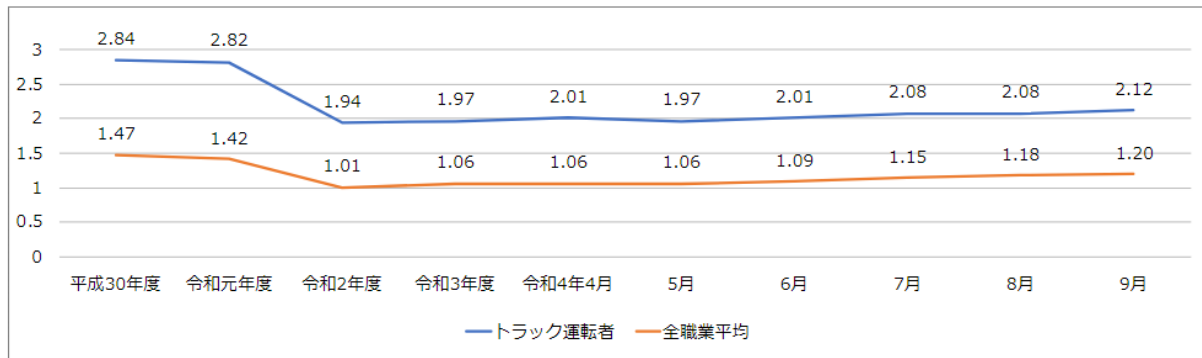
図表② 年間労働時間の推移 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

トラックドライバーの労働環境については、2021年度の年間総労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで432時間（月36時間）長く、中小型ドライバーで372時間（月31時間）長い（図表②参照）。



図表③ 年間所得額の推移 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

一方、2021年度の年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで約5%低く、中小型トラックドライバーで約12%低い（図表③参照）。



図表④ 有効求人倍率の推移 出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

これらを背景に、2022年9月におけるトラックドライバーの平均有効求人倍率は2.12倍と全職業の1.20倍と比較して約2倍となっておりここ数年は人手不足が恒常化している（図表④参照）。

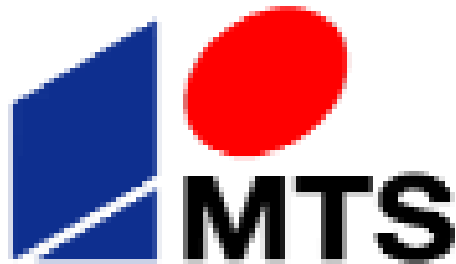
一方、トラックドライバーの時間外労働時間規制（物流の2024年問題^{※3}）による長時間労働の抑制や、今後進行していく少子高齢化、人口減少といった課題に対応していきながら、トラック運送事業を安定的に維持・発展させていくためにはそれを補うだけの労働生産性の向上や待遇の改善といった取り組みが必要である。当社は、以前よりトラックドライバーへの処遇や職場環境の改善に継続的に取り組んでおり、加えてGPS動態管理システムの導入によるトラックドライバーの生産性向上にも積極的に取り組んでいる。

※3 自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることによって発生する問題の総称で、これまでトラックドライバーの労働環境は、長時間労働の慢性化という課題を抱えており、トラックドライバーの労働環境改善を促すことを目的としている。

2.3 企業理念、経営方針

企業理念
感謝・謙虚・初心をモットーに労使の相互信頼を基盤として、全社一丸となって初期の目的に向かって邁進する。

経営方針
総合物流の業務委託から保管、流通加工、配送までの一貫したトータル物流サービスの提供。



図表⑤ 当社ロゴ 出典：当社

2.4 事業活動

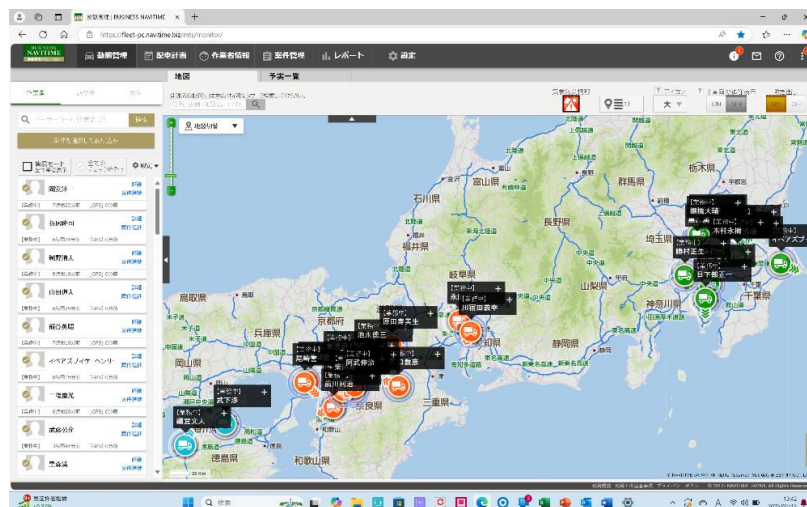
エム・ティー・エスは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

■ 温室効果ガス削減への取り組み

- 当社は、温室効果ガス削減への取り組みとして、従前より省エネルギーに取り組んでいる。具体的には、事務所並びに倉庫内における照明器具等について使用時のみ電源を ON にする。加えて、事務所内のエアコンは、適正な設定温度を心がける等徹底した節電に努めている。更に、2029/7 期を目途に全ての照明を LED 照明に切り替える予定である(2024 年 12 月現在における LED 照明の導入実績はない)。
- 全ての配送トラックに GPS 動態管理システムを導入している。このシステムは移動する車両の位置や作業並びに走行の状態等さまざまな情報を地図画面上でリアルタイムかつ一括把握することができる。例えば、アイドリング時間の可視化により、アイドリング時間の削減指導に役立てることができ、結果としてエコドライブ^{※4}の実践につなげることを可能としている。また、このシステムを活用し、全てのドライバーの配送ルートを実行管理者が検証を行っている。検証の結果、最適な配送ルートとの差異が大きいドライバーには個別に指導を行い、最適なルートでの運行の習得に取り組んでいる。こうした取り組みにより更なる燃費の向上につなげている。

※4 自動車から排出される二酸化炭素の量を極力抑える運転の仕方の中で、具体的には、「無用なアイドリングをやめる」、「経済速度で走る」、「点検・整備を徹底する」、「タイヤの空気圧を適正にする」、「無駄な荷物は積まない」、「空ふかしをやめる」、「急発進、急加速、急ブレーキをやめる」等があげられる。



写真⑫ GPS 動態管理システム画面 出典：当社

■ **大気汚染防止への取り組み**

- 当社では、自社配送用車両につき窒素酸化物（以下、NOx）、粒子状物質（以下、PM）の排出量が大幅に少ない NOx・PM 法適合車両^{※5}（以下、NOx 適合車両）の導入を積極的に進めている。2024 年 12 月時点において、全営業所の車両 65 台全てが NOx 適合車両となっており、また、今後の車両代替えについても NOx 適合車両を導入する予定である。当社は、環境対応車両の積極的な導入により大気汚染の低減並びに温室効果ガスの削減に継続的に取り組んで行く予定である。

※5 トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車）及びディーゼル乗用車に関して特別の NOx 及び PM 排出基準を定め、これに適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使用する規制に適合した車両。

■ **廃棄物削減への取り組み**

- 当社は、自転車輸送にかかる梱包用並びに緩衝材として使用している段ボールのリサイクルに積極的に取り組んでいる。配送後に発生する段ボールは全て営業所に持ち帰ることを義務付けている。発生した段ボールは、各営業所倉庫に集約し、まとめてリサイクル業者に引き取りを委託している。

【社会面】

■ **従業員の健康増進への取り組み**

- GPS 動態管理システムの導入によるドライバーの生産性向上に取り組んでいる。各車両が走行しているルートを実タイムで監視することにより、目的地までのルートを最適化でき、無駄な運転時間の削減を可能としており、ドライバーの時間外労働時間の削減につなげている。また、有給休暇の取得推進については、法令で定められた日数は上半期で取得することを原則としている。加えて、勤怠管理システムを導入しており、全従業員の有給休暇取得状況をリアルタイムでの管理することができる。休暇取得率の低い従業員については代表取締役が個別に休暇取得を促す等有給休暇取得の推進に積極的に取り組んでいる。

	2023/7期	2024/7期
1人当たり月平均時間外労働時間	67時間	55時間
有給休暇取得率	65%	68%

■ **安全・安心な労働環境整備への取り組み**

- 当社は、交通安全への取り組みを徹底している。毎朝の朝礼にて、各営業所の運行管理者が健康状態と飲酒運転の確認を行っている（点呼時における運行管理者による運転者への健康状態の聞き取りや表情等の確認及びアルコール検知器による確認）。また、毎年全従業員を対象に開催している安全運転講習会は、損害保険会社から講師を招き、交通事故事例研修等実践に即した効果的な講習会となっている。これらの取り組みにより交通事故発生件数は減少傾向にある。

	2020/7期	2021/7期	2022/7期	2023/7期	2024/7期
交通事故発生件数	45件	22件	35件	12件	6件
内人身事故発生件数	8件	5件	3件	0件	2件

■ **人材育成への取り組み**

- 当社は、専門性のある人材の育成を継続的に行っている。主要業務である配送トラックの乗務については、大型及び中型自動車免許を中心に業務に必要な資格取得を推進している。資格取得者には資格手当を継続支給する等インセンティブの付与によるモチベーションアップに取り組んでいる。さらに資格取得を推進するため、資格取得のための外部講習会への参加について勤務時間内での参加を許容するとともに、参加費用を含む資格取得費用全般について全額会社が貸付を行い、資格取得後2年間の勤務を条件に全額免除としている。

資格名	取得者数	内容
フォークリフト運転技能者	31名	最大積載荷重 1t 以上のフォークリフトを運転するために取得する必要のある国家資格。
大型自動車免許	15名	車両総重量 11t 以上・最大積載量 6.5t 以上の自動車を運転できる免許。
中型自動車免許	60名	車両総重量 7.5t 以上 11t 未満・最大積載量 4.5t 以上 6.5t 未満の自動車を運転できる免許。
整備管理者	12名	事業に使う自動車の点検、整備、車庫の管理等を行う。バス、大型トラック、タクシー等を一定台数以上使用する場合、自動車の使用者は整備管理者を選任しなければならない。
運行管理者	20名	国土交通大臣が行う運行管理者試験に合格した者等の中から、自動車運送事業における安全輸送の責任者として、自動車運送事業者の選任を受けた者。

■ **ダイバーシティへの取り組み**

- 女性社員の多様な働き方の提供の一環として運送部門への女性社員の積極的な登用に取り組んでいく予定である。運送部門における労働環境改善への取り組みに関して女性ドライバー目線で改良されたトラックの導入の推進を予定している。当社が主力商品として取り扱う自転車のトラックへの荷物の積み下ろしは体への負担が大きい。そこで、当社では、負担軽減対策として5年前よりテールゲートリフター^{※6}付トラックの導入を図っている。2024年12月現在5台の導入実績があり、内3台につき全て女性ドライバーが乗車している。2029/7期までにさらに3台のテールゲートリフター付トラックを導入する予定である。加えて、採用活動に際しドライバーとして女性が働きやすい労働環境であることも積極的にアピールする取り組みを行っていく予定である。また、高齢者雇用への取り組みについて、定年は65歳としているが、65歳以上についても希望者のために再雇用制度を導入している。再雇用後の雇用延長については、原則70歳までの雇用延長を可能としている。また、70歳以上も希望者には嘱託による雇用継続を認める等高齢者雇用にも積極的に取り組んでいる。

※6 トラック後部に装着する荷物積み降ろし用の昇降装置。

	2023/7期	2024/7期
女性従業員数	21名	20名
内女性管理職者数	1名	2名
65歳以上従業員数	1名	2名

■ **働きがいのある職場づくりへの取り組み**

- 当社の賃金は、企業規模別「中企業」、産業別「運輸業」の平均賃金（厚生労働省：令和5年賃金構造基本統計調査）を上回る水準である。また、年2回の定例賞与に加え決算賞与（当社業績に応じて支給を決定）の支給も行っている。こうした取り組みにより、働きがいのある職場づくりに取り組んでいる。

【社会経済面】

■ **物流インフラ貢献への取り組み**

- 当社は全国に7か所の営業所を展開し、配送エリアは全国をカバーしている。自転車を中心に雑貨、建築資材等多種多様な商品を輸送している。主力の自転車に関しては、配送先の指定に合わせて自転車の組立等の付随業務を行う。このように当社は、総物流の業務委託から保管・流通加工・配送まで充実したサービスの提供を通じて物流インフラに貢献している。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	陸路貨物運送業、倉庫保管業、その他の個人および家庭用品の修理
ポジティブ・インパクト	水、住居、移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、水域、大気、土壌、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	自然災害、健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
賃金	➤ 働きがいのある職場づくりへの取り組み
零細・中小企業の繁栄	➤ 物流インフラ貢献への取り組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 従業員の健康増進への取り組み ➤ 安全・安心な労働環境整備への取り組み
気候の安定性、資源強度	➤ 温室効果ガス削減への取り組み
大気	➤ 大気汚染防止への取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 廃棄物削減への取り組み

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
教育、賃金(ポジティブ・インパクト) 社会的保護(ネガティブ・インパクト)	➤ 人材育成への取り組み
雇用(ポジティブ・インパクト) 健康および安全性、ジェンダー平等、年齢差別(ネガティブ・インパクト)	➤ ダイバーシティへの取り組み

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
水、水域	➤ 当社が行う自転車修理業は、新車におけるハンドルのセットやペダルの取り付けに限定される。従って、これらの活動によりきれいな水の利用が制限される汚染された水域及び水質汚染の回避に貢献することはなくインパクトとして特定しない。
住居	➤ 当社が行う修理事業が住居に関するサービスの提供を行うことはなくインパクトとして特定しない。

移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般貨物運送事業のみで旅客運送との兼業はなされていないためインパクトとして特定しない。
気候の安定性、大気、土壌、資源強度、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社が行う自転車修理業は、新車におけるハンドルのセットやペダルの取り付けに限定される。従って中古自転車の修理等には該当しないことから、これらの活動によりさらなる材料抽出の必要性が減る可能性はなく、また、部品の再利用による廃棄物の削減には貢献しないことからインパクトとして特定しない。


<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の事業活動において自然災害の発生を引き起こす要素はないことからインパクトに特定しない。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社は、賃金に関して業界平均並みの水準を維持している。
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の事業活動において土壌汚染のリスクは極めて乏しくインパクトとして特定しない。
生物種、生息地	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社は、全ての配送用車両において環境対応車両を導入している。これにより大気汚染の低減に積極的に取り組んでおり、生物種、並びに、生息地等の生態系に悪影響を与えるリスクは極めて低く、インパクトには特定しない。



4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性





エム・ティー・エスは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

【ネガティブ・インパクト】


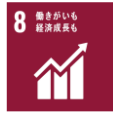
特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	従業員の健康増進への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人当たり月平均の時間外労働時間を 2029/7 期までに 45 時間まで削減する。 ◆ 1人当たり月平均の時間外労働時間実績 2023/7 期：67 時間、2024/7 期：55 時間 ● 有給休暇取得率（取得日数計 / 算定期間中付与日数計 × 100(%)）を 2029/7 期までに 75%まで増加させる。 ◆ 有給休暇取得率実績 2023/7 期：65%、2024/7 期：68% 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ GPS 動態管理システムの活用によるドライバーの生産性向上に継続的に取り組むことでドライバーの労働時間削減につなげ休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。 ➢ 計画的な有給休暇取得の推進並びに管理の徹底に継続的に取り組む。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

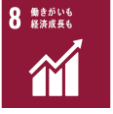

特定したインパクト	健康および安全性	
取組内容（インパクト内容）	安全・安心な労働環境整備への取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数を毎期 0 件（物損・人身事故）にする。 ◆ 2024/7 期交通事故発生件数：6 件 	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運行管理者による安全運転指導の徹底及び安全運転講習会開催等事故防止へ継続的に取り組む。 	

貢献する SDGs ターゲット	3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	温室効果ガス削減への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 配送用トラック平均燃費を 2029/7 期までに 5 km/L まで改善する。 ◆ 2024/7 期配送用トラック平均燃費：3 km/L 		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ GPS 動態管理システムの活用によるドライバーの生産性向上への継続的な取り組み。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	1.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	教育、賃金（ポジティブ） 社会的保護（ネガティブ）		
取組内容（インパクト内容）	人材育成への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029/7期までに資格取得者数(延べ人数)を10名以上増加させる。 ◆ 2024年12月現在の資格取得者数：138名（延べ人数） 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外部講習会への積極的な参加を促す。 ➢ 資格手当の支給並びに資格取得にかかる外部講習会への参加費用の実質的な全額会社負担を継続する。 		
貢献するSDGsターゲット	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

特定したインパクト	雇用(ポジティブ) 健康および安全性、ジェンダー平等(ネガティブ)		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティへの取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2029/7期までに女性従業員数を25名に増加させる。 ◆ 2024年12月現在における女性従業員数：20名 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 運送部門における労働環境改善へ取り組む。具体的には、テールゲートリフター付トラックの導入を図る。2024年12月現在5台の導入実績があり、2029/7期までにさらに3台のテールゲートリフター付トラックの導入する予定である。 		
貢献するSDGsターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
年齢差別	ダイバーシティへの取り組み	希望者には 70 歳以上にも嘱託による雇用継続を認める等高齢者雇用への取り組みは十分に行われており KPI の設定は行わない。
大気	大気汚染防止への取り組み	全車両につき低公害車を既に導入済みであり、今後の車両代替えに際しても同車両導入を原則としている等大気汚染への取り組みは十分に行われているため KPI の設定は行わない。
資源強度、廃棄物	廃棄物削減への取り組み	当社の事業活動における廃棄物のほとんどが段ボールであり、それらについては既に 100% リサイクル対応に継続的に取り組んでおり KPI の設定は行わない。

5.サステナビリティ管理体制

エム・ティー・エスでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、津布久代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、津布久代表取締役を最高責任者、奥野課長補佐をプロジェクト・リーダーとし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役 津布久 博
(プロジェクト・リーダー)	課長補佐 奥野 綾

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、エム・ティー・エスと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、エム・ティー・エスと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。エム・ティー・エスは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 古川 雅也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190